

府立学校の在り方懇話会障害児教育部会（第3回）の開催概要

1 日 時 平成12年7月21日（金）13：30～15：30

2 場 所 京都府公館 第5会議室

3 出席者

（部会委員）9名＜欠席1名＞

（京都府教育委員会）西山教育次長、松本指導部理事、竹岡障害児教育室長ほか

4 概 要

(1) 講演（帝京大学教授 大南英明先生）

「今後の養護学校等の果たす役割」

「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の検討課題

「我が国の特殊教育の今後の基本的な方向について」

盲・聾・養護学校及び特殊学級等については、現在の学校教育法の組立は変わらないと思います。特殊学級の75条の規定について、大枠を動かさないにしても、内容を検討するということがあるかもしれません。

通常の学級にいる障害のある子どもたちへの支援をどうするかという問題があります。一部の市町村では介助員とか巡回指導員のような形で障害児の支援に当たっていますが、それを国としてどういう位置付けにするか。これを進めてしまうと特殊学級あるいは盲・聾・養護学校の存続そのものに関わってくる問題ですし、市町村に全てまかしておくというのも問題ですので、議論がされるのではないかと考えております。

「就学指導の在り方の改善について」

309号通達は失効していると思いますので、市町村教育委員会の就学指導の根拠となるものを就学指導の在り方も含めて検討されると思います。

医療・福祉と連携した早期教育相談体制の充実については、文部省が平成9年度あたりから幼稚部を含めた早期教育相談体制について事業を推進してきていますが、更に医療・福祉と連携した、早くからの学校教育サイドでの相談を整備したいという意図があるように思います。

就学指導については、あくまでも相談という形で進めていくことが大事です。市町村段階での就学相談体制を継続した相談ができる体制にどのようにしていくのか、このあたりが今後論議の中心となっていくと思います。

「これからの特別支援教育の在り方について」

従来、盲・聾・養護学校及び特殊学級、これを特殊教育課の主な仕事の内容としてきてますが、今後、学習障害児等今の特殊教育の周辺の部分を特別支援教育の中でどう考えるかが大きな課題になると思います。

現在の盲・聾・養護学校の学習指導要領の中でも地域の特殊教育センターとしての役割を盲・聾・養護学校に求めておりますが、それを人員、設備も加味した上でセンターとしての役割を位置付けていくことについて検討されると思います。

盲・聾学校はかなりの割合で高等部への進学が進められておりますが、知的障害や肢体不自由の養護学校の高等部の進学については、まだ高等学校の入学の割合までに達していません。知的障害の高等部への進学率を引き上げたいということがあると思います。

「特殊教育の改善・充実のための条件整備について」

盲あるいは聾学校教員免許の免許所持率を高めていくには現職教育しかないという思いもありますが、一方では、まず盲・聾・養護学校共通の免許を取っていただいて、そしてそれぞれの校種のところで継続して経験を積まれて専門性をより高めていただくという考えもあり、いずれ話題になるかもしれません。

経験者研修についてどのような研修体系を組んでいくか、今後各都道府県に求められると同時に国に対しても第3次の教育職員養成審議会で述べています。

特殊教育施設・設備等の支援については、現在のものをどのような形で充実したものにしていくか。これは学校の設置の仕方をどう考えるか、各障害に応じて先端技術を教育の中にどのように取り入れていくかというところはかなり変わってくるだろうと思います。

「今後の養護学校等の果たす役割」

「養護学校等の適正な配置」

適正な規模というのは、児童生徒数を中心に考えるわけですが、一方では教職員数が問題になります。100名を超える学校を一人の校長が管理をしていくというのは非常に大変です。その点が適正な規模を考えていく上での一つの指標になるのではと思います。

児童生徒の通学時間ですが、90分というのは確かに児童生徒にとっては大変で、何とかする必要があると思います。公共交通機関を使う場合は、安全性が確保されなければ大きな問題になりますし、万一事故があった場合にどのような対応をするか。それに対する対応というのにも考える必要があります。

最近、寄宿舎に対する保護者の要望は非常に強いものがあります。養護施設と間違えているのではないかという思いもあります。

最近検討されてきているのが、養護学校等の総合化です。現在、教員の配置、校舎の建築等、知的障害・肢体不自由・病弱の3つに分けるという形を取られていますが、この枠をはずして、児童生徒が通いやすいように養護学校を設置をして、そこへ肢体不自由、知的障害、可能であれば病弱、場合によっては盲・聾の知的障害を伴う重複の子ども達も入っていくというものです。この場合、障害の種別、程度に応じて教育課程を複数編成することが重要になります。これによって、長時間通学とか、寄宿舎への入舎が多少緩和をされるのではないかと思います。

「養護学校の役割」

特殊学級への支援・協力があります。新しく特殊学級を担当する先生方がその地域の養護学校の校内研修等に参加をしながら勉強される例がいくつかあります。

今回の学習指導要領の改訂で、幼・小・中・高全ての学習指導要領等に、「障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること」ということが出されました。これによって、盲・聾・養護学校と小・中・高との連携が今までよりも深まると思います。

小学校指導要領解説総則編の中に、文部省が初めて交流教育について指導の方向を打ち出しました。「障害のある幼児児童生徒との交流は、児童が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める絶好の機会であり、」ここで何を求めているかと言いますと、小学生に対して、障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を深めること。そして、その教育に対する正しい理解と認識を深める。次に養護学校はどういう学校でどんな活動をしているのか正しい理解と認識を深める、そういう機会なのです。そうすると、小学校の教員は、当然正しい理解と認識がないと困りますし、盲・聾・養護学校の教員は、障害についての正しい理解、認識がもっと深められているはずで、小学生に対してこういう指導をして下さいということは、小学校の教員に対してそれを求めており、盲・聾・養護学校の教員に対しても、障害児に対する正しい理解と自分の学校の教育に対する正しい理解

ができていいのか、と問うているように思います。

その次はもう一つ上のレベルの理念をねらっています。「同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合い生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。」この考え方というのは盲・聾・養護学校の教員は当然持ってなければならないと思います。更に、「小・中・高等学校は、介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設等で働く人々と連携したり、積極的に交流を進めていくことが大切である。」と書かれています。ということは小・中・高等学校で障害児・者や高齢者に対する理解を深めるためには盲・聾・養護学校にその研修のための講師だとか教材を求めなさいということですから、それに応えられるように盲・聾・養護学校がなっていることが大事です。

市町村の中には、養護学校等の児童生徒が自分の所の子どもであるというのを忘れかけているところがあります。「都立の子どもは都がみればいいじゃないか。」と言う方もおられます。しかし、都立にきている子どもは、区とか市町村の子どもです。だから、養護学校等に在籍している子どもが地域へ戻ってきたとき、その子ども達を、我が市・町の住民なんだという認識を是非持っていていただきたい、住んでいるところで活動ができるというのが一番いいわけです。地域社会の役割というのは、住んでいるところで、例えば子供会や自治会の活動の中に障害児も一緒にできるものを考えていただくということが今後必要になります。そのためには、盲・聾・養護学校の先生方が、ある時期一市民としてボランティア活動に関わり、いわゆる橋渡しの役をしていただくことが大事だろうと思います。先生方がその地域でボランティア活動をしていただくと、相当数の活動が可能になります。実際にそういうことを手がけている市町村も出てきています。

「高等部における職業教育の在り方」

高等部における職業教育の在り方については、平成8年3月に文部省の協力者会議が報告を出しております。

新たな職域・職種の開拓については、全国特殊学校長会が平成10年、11年度の2年間に渡って文部省の委託を受けて「障害者の新たな職域開拓に向けた職業教育等の在り方について」という研究をしまして、生徒が通勤可能な地域にある事業所との連携の在り方等を報告書で出してくると思います。

今回の学習指導要領の改訂で盲・聾・養護学校の学科等の再編成がかなり柔軟にできるようになっています。知的障害養護学校では従来普通科のみを設置してきました。知的障害養護学校の高等部設置校は約400校ですが、学科を設置しているのは37校という現状です。一つの都道府県の中で普通科を中心としていく学校と職業学科を設置していく学校の2つの流れがあった方がいいと思います。そのことによって、生徒の障害の状態あるいは適性に合った指導がかなりできると思います。

専門的な職業能力の育成という中に、学校間等の協力体制がありますが、専門高校と養護学校、特に知的障害養護学校との連携というのは、かなりの成果が出て来ます。

専門高校の先生方の持っておられる技術の高い指導力を養護学校に導入することによって、専門的な職業能力を育てることができます。

職業教育については、知的障害養護学校の場合には、生徒の障害の状態等に応じて、多くの作業種目を取り入れてくる必要があると思います。

企業等との連携については、現場実習の拡大が言われます。企業からは現場実習の際に教員も一緒に実習をしてほしいという声があります。私自身も中学校の教員をしている頃に、生徒と一緒に2、3週間、工場へ行って実習をしてまいりました。工場の様子、人的な関係あるいは作業の内容、そして生徒の適性というのは、学校の中より遙かに把握することができます。若い先生方に、少なくとも1週間くらい現場実習を一緒にやっていただくと、ずいぶん職業観、勤労観が変わってくると思います。そして、知的障害の人、もっと広げて、障

害者が将来企業で働くということについてはどういふことが必要なのか。机上とか頭の中だけではなくて実体験として持つことが必要だと思います。

企業側が求めている一つに、学校を卒業をした後も学校で追指導をしてほしいということがあります。しかし、学校は一体どこまで追指導できるのか。旅費の問題もあります。ここで将来的に希望が持てるのは、文部省の協力者会議の報告に「卒業後の追指導の実施」が書かれていることです。報告書に書かれたということは、国の施策の中に入れる考えがあると思っっているわけですが、なるべく早く実現をしてほしいと思っっています。

障害者も働けるということについての理解・啓発が必要だと思います。働く生活がなければ、目標も生き甲斐も何も出てこないと思っと思います。働く場があるからこそ生きていく力がついてくると思っと思います。障害者から働く生活を奪うというのは、新たなバリアを作っっているという思っすらします。そういう点で、盲・聾・養護学校の教員だけではなく、多くの人に障害者も働けるということを考えていただく必要があります。

「病弱養護学校の在り方」

病弱養護学校において難しい問題は、病院の主たる診療科目によって通ってくる児童生徒の病類にばらつきが出っていることです。診療科目の変更もあります。以前は慢性疾患が主でしたが、最近では精神神経系の疾患のある子どもたちも病弱養護学校の対象となってきています。その中で病弱養護学校の在り方をどう考えるのか。その場合に、病院併置の学校としていくのか、それとも病院内の学級なり訪問教育を考えていくのか。これらが今後課題になります。

「医療的ケアを必要とする児童生徒への対応」

医療的ケアについては、養護学校等でどういふ受け入れをしていけばよいかを検討されているようですが、校長としては大変心配な点があります。救急車で病院まで時間がかかる学校で行うことは、やはり厳しいという思っがあります。看護婦を配置をした場合、看護婦は医師からの指示があれば医療行為ができますが、管理者である校長とその指示を出す医師の関係はどうなるのか。事故が起きた場合には、校長の管理責任が最初に問われるでしょう。そうすると、看護婦を配置することは、そんなにメリットがあるのかどうか。医療的ケアについては、文部省の動きとも合わせながら御検討いただくことになると思っと思います。

(2) 質疑応答（ : 講演者、 : 委員）

卒業生への追指導について、実際には各学校で工夫されてコンタクトをもっておられることが多いと思っ思う。制度としてできるには時間がかかるということだが、ぜひ行ってほしい。

盲・聾・養護学校の先生方は努力をされている。これから制度的に充実をしてほしいのは、進路指導担当教員を別枠で配置をしていくことと、追指導について予算化をしていくことです。いつまでも学校が行うわけにはいかないので、労働関係機関で継続してお願いをしていくことが必要だと思います。

就職をしたけれど途中で挫折をするなど、地域の中で埋もれている子ども達がいる。子ども達に聞いてみると、学校の存在が大きく、卒業生が学校へやってくる。そういうケアの場が学校の中にあることは、大事なことだと思っ思う。しかし、学校の行事が縮小化されている中で、卒業生が来られる場が少なくなっている。また、生涯学習の機会が、地域の中でまだまだ充実されていない。保護者等に対して、今後どういふ働きかけをしたらいいか。

学校行事等への参加については、同窓会活動を充実していくことによって、今まで以上に充実できると思っ思う。追指導については、学校だけではやりきれない部分が多く、福祉や労働関係機関と合体したようなものが考えられていく必要がある。更に、生涯学習体系の確立が必要である。各都道府県の生涯学習体系を見ると、知的障害者の方のは少ししかない。そういう意味では知的障害者の生涯学習体系をこれからどう作りだすか。学校なり教員なり保護

者がどう支援をするか。その問題が残されていると思う。

就職先等出口だけを見た場合、職業学科で学ぶことと作業学習をメインにした普通科の職業教育系で学ぶことと、変わらないのではないかという思いがある。

養護学校における職業教育について、かつては特定の職業に就くための準備教育のような説明がされていたが、最近では職業観や勤労観、あるいは働く態度とか習慣をどう作るかというあたりまで職業教育の概念が広がってきている。しかし、同じくらいのレベルの人たちを集めて指導することによって、生徒自身の意識、意欲の変化が大きいということかなり高い技術を身に付けることが可能であることが、高等養護学校の調査の結果等に出てきている。

近年横浜等でやっておられるミニ養護学校についてお聞きしたい。

ミニ養護学校にするか、あるいは小・中学校の中に分校なり分教室を設置するような形を取っていくか、2つの方法がある。大きな都市では、人がまとまっておりミニ養護学校は考えやすいが、そうでない場合、ミニ養護学校を作ったとしても、生徒の通学の便をどのように図るかということを考えないといけない。分教室・分校形式だと、かなり散らばったところでも設置が可能だと思う。

分教室・分校とすると通学の面はかなり解消されるが、教育内容、特に施設設備が必要なものについて、十分な教育ができるかという問題が残る。それについては、検診車のように教材教具を全部用意した車の配置を考えれば、あまりお金をかけずにできると思う。

社会参加・自立という言葉が職業参加に大きな意味を持っていると思っている。その点について最近どういう論議がされているのか。

国際障害者年以来、社会参加・自立という言葉がずっと先行してきた。ところが今回の指導要領の改訂で、自立活動の項目中に「自立し、社会参加をする。」という表現が新たに出てきた。生徒の将来の進路というのは自立の度合いによって、入所施設で自立を目指す人もいるし、通所施設で自立を目指す人もいる。保護就労のような形をとりながら自立を目指す人や企業で職業自立を目指す人もいる。いろんな自立の度合いが考えられる。それに対する教育や福祉あるいは医療の支援体制をどうするか。自立活動という初歩の段階から職業的自立まで非常に広い幅で自立が論じられていくのではないかと思う。

現場からは、就職にあたって最低限の基準作りをしてほしいという声を聞く。一般的には挨拶ができること。社会に出た時には返事ができるということから始まると思う。

企業側から学校に対する注文というのは、今おっしゃられたようなことだが、そのことを教員が本当に実感として持てるか。即指導に生かされたり、保護者にそういう説明ができる先生がどれくらいいるのか。そういう点で、先生と生徒と一緒に現場実習というのが重要になる。実感として受け止めてもらえれば、自ずから共通理解ができてくると思う。

21世紀の養護学校の大きな流れについてお聞きしたい。

盲学校、聾学校での教育、さらには小・中学校の特殊学級での教育、そして通級による指導と、基本形は従来と変わらない。通級による指導に加えて、児童生徒はそのままで教員が動く巡回指導というのがある。小・中学校の通常の学級や特殊学級で学習する程度の障害については、盲、聾、養護学校から教員が児童生徒のいる学校へ巡回をしていくことにより、更に多くの軽度の障害のある子ども達の教育が徹底していくのではないかと思う。巡回による指導を行うことによって、児童生徒に直接指導をするとともに、担当している先生に対するスーパーバイザーの役割も果たすことができる。

障害の枠をはずした総合養護学校という考え方はおそらくいくつかの県で今後検討されていくのではないかと思っている。おそらく国も今までのような障害種別に分けて、この学校は知的障害でしか認可をしないから知的障害中心でやりなさいという指導をしなくなるだろう。